たつの市における建築物の形態制限(斜線制限・日影規制・法 22 条区域)

(令和5年4月1日現在)

規制内容	指定建蔽率	斜線制限			日影規制		
		道路 隣地		北側	規制される日影時間		測定面
用途地域	指定容積率	斜線	斜線	斜線	敷地境界から 5m を超え 10m 以内	敷地境界から 10m を超える範囲	(平均地盤面 からの高さ)
第1種低層 住居専用地域	50/100		ı	5m+1. 25	4 時間	2. 5 時間	1.5m
第1種中高層 住居専用地域	60/200	1. 25 適用距離 20m	20m+1. 25		4 時間	2. 5 時間	4m
	60/150			1	3 時間	2 時間	
第2種中高層 住居専用地域	60/200			I	4 時間	2. 5 時間	
	60/150			1	3 時間	2 時間	
第1種住居地域	60/200			_	4 時間	2. 5 時間	
第2種住居地域	60/200			ı	4 時間	2. 5 時間	
準住居地域	60/200			I	4 時間	2. 5 時間	
近隣商業地域	80/200	1. 5 適用距離 20m	31m+2.5	1	5 時間	3 時間	
商業地域	80/400			-	-	-	_
準工業地域	60/200			ı	Ī	-	-
	80/200			I	-	-	-
工業地域	60/200			_	_	_	_
工業専用地域	60/200			_	_	_	_
用途地域の 指定のない区域	60/200		20m+1.25	_	4 時間	2. 5 時間	4 m
	70/200 (御津町の一部)			_	4 時間	2. 5 時間	

建築基準法第 22 条区域

・用途地域の決定のある区域 (※防火地域及び準防火地域の指定はありません)

日影規制の制限を受ける建築物

- ・第1種低層住居専用地域は、軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
- ・上記以外の地域は、高さが 10m を超える建築物